

加古川市日光山墓園

合葬式墓地使用者募集要項



【申込期間】

現在随時募集しております。

【問い合わせ先】

加古川市公園緑地課

TEL 079-427-9902

1 合葬式墓地とは

合葬式墓地とは、建物全体をひとつのお墓と考え、多くの焼骨を共同で埋蔵するお墓です。
地下式建物の中に焼骨を埋蔵します。

参拝スペースで自由にお参りすることができます。

※原則として、焼骨を納めるとき以外は建物には入れません。

2 合葬式墓地設置場所

施設名（墓地名）	所在
加古川市日光山墓園合葬式墓地	加古川市上荘町井ノ口 24-16（加古川市日光山墓園内）

3 焼骨の埋蔵方法には2通りの方法があります

埋蔵方法	内 容	焼骨の返還
個別安置	個別ロッカーで20年間埋蔵 個別安置期間（注①）の延長を希望される場合、1回に限り10年間延長することが出来ます。	可能
	個別安置期間満了後、合葬室へ埋蔵	不可
直接合葬	他の焼骨とともに合葬室へ埋蔵	不可

注① 個別安置期間は、許可の日からの年数で、使用年数ではありません。

4 申込み手続き

申込方法：申込書と必要書類を加古川市公園緑地課へ持参または郵送してください。

※FAX、メールでの申込みは、お受けできません。

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

5 申し込みができる人

（1）既に日光山墓園の一般墓地の使用許可を受けていないこと。

日光山墓園一般墓地の許可を受けられている方が、合葬式墓地の申込みを行う場合は、日光山墓園一般墓地の返還申請か承継申請を行う必要があります。

（2）宗教や宗派は、問いません。

6 申込資格及び提出書類

	申込資格	提出書類
焼骨所持申込 (既に焼骨を所持している場合)	ア 埋蔵しようとする焼骨の祭祀の主宰者であること	・合葬式墓地使用許可申請書 ・申込者の住民票謄本(注1) ・埋蔵しようとする焼骨の死体火葬許可証の写し ・申込者と埋蔵しようとする焼骨との続柄が確認できる戸籍謄本、親族図
	イ 埋蔵しようとする焼骨との関係が、配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族であること。	
改葬申込 (別の墓地・納骨堂等から改葬する場合) (注2)	ア 埋蔵しようとする焼骨の祭祀の主宰者であること	・合葬式墓地使用許可申請書 ・申込者の住民票謄本(注1) ・埋蔵しようとする焼骨の改葬許可証の写し ・親族図
	イ 埋蔵しようとする焼骨の改葬許可証を持っていること。	
生前予約申込 (申請者本人を将来埋蔵する場合)	ウ 自己の利用を目的とすること。	・合葬式墓地使用許可申請書 ・申請者の氏名及び現住所が確認できる住民票謄本(注1) ・親族図

※個人情報、合葬式墓地使用に関する目的以外には使用しません。

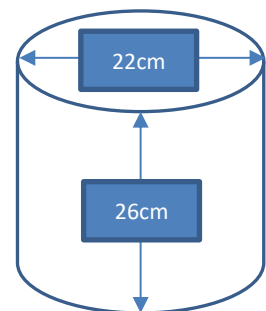
(注) 埋蔵しようとする焼骨が、分骨でないこと。

(注1) 住民票謄本(世帯全員の本籍地の表示されたもの)は発行3カ月以内のものとし、マイナンバーの記載は不要。

(注2) 改葬申込の場合、希望すれば、改葬特例を利用できます。

【改葬特例について】

改葬の場合、規定のサイズ(22 cm×22 cm×26 cm)の容器に複数体の焼骨が入る場合、1体分として申し込みができます。改葬特例を利用する場合は、申込前に、焼骨が既定のサイズの容器に入ることをご確認ください。



血族 姻族 数字は親等数

6 6世の祖

5 5世の祖

高祖父母の兄弟姉妹

高祖父母

曾祖父母の兄弟姉妹

曾祖父母

祖父母の兄弟姉妹

祖父母

父母の兄弟姉妹(おじ・おば)

父母

父母

おじ・おば

兄弟姉妹

配偶者

兄弟姉妹

いとこ

いとこの子

兄弟姉妹の子(甥姪)

兄弟姉妹の孫

兄弟姉妹の曾孫

兄弟姉妹の玄孫

いとこの孫

子

孫

曾孫

玄孫

来孫

昆孫

※数字は、本人（申請者）から見た親等数を表します。

申込区分		使用料
合葬式墓地 使用料(※1)	合葬のみ	82,500円
	20年間個別安置後合葬(※2)	165,000円
個別安置期間の延長使用料 (1回に限り10年間延長する場合)		55,000円
記名板使用料(希望者のみ)(※3)		33,000円

(※消費税込み)

※1 焼骨所持・生前予約の場合、1体あたり上記の使用料が必要です。

改葬の場合は、規定の容器に入る場合、複数体を上記の1体分の使用料で使用できます。

※2 個別安置期間は、許可の日からの年数で、使用年数ではありません。

※3 記名板に埋蔵者の生前の氏名を、楷書体に限り刻字できます。(48mm×107mmの横長)
記名板の使用については、別途申込みが必要となります。

8 申込みに際しての留意事項

(1) 加古川市公園緑地課に直接持参または郵送してください。メール・ファックス等による申込みは一切受付いたしません。

また、提出された書類は、原則返却いたしません。

提出後の申込内容は、事由のいかんに関わらず変更することはできません。

(2) 個別安置するロッカーの番号及び位置については、指定できません。

9 合葬式墓地使用の流れ

(1) 使用許可の書類審査

合葬式墓地使用許可申請書等の申請書類を市が審査のうえ、使用許可証の発行を行います。その結果、次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ・同一人物が、生前予約を複数応募したとき
- ・同一焼骨で、複数の者が応募したとき
- ・申込者が、6の申込資格を満たしていないとき
- ・書類の記載内容が事実と異なるとき
- ・その他、これらに類すると認められるとき

使用許可後であっても、申込時に不正があったと認められたときは、使用許可を取り消すことがあります。

(2) 合葬式墓地の使用料の納付について

「合葬式墓地使用料納入通知書(納付書)」を郵送いたしますので、市が指定する金融機関で一括納付してください。分割での納付はできません。

【納付場所】

〈全国〉(銀行)三井住友、みなと、りそな、但馬、山陰合同、中国、百十四

(信用金庫)但陽、姫路、播州、兵庫、日新、西兵庫

(信用組合)近畿産業

(農協)兵庫南、加古川市南

(労働金庫)近畿

〈加古川市内のみ〉(信用組合)大阪協栄、兵庫県、淡陽、兵庫ひまわり

〈その他〉兵庫県信用組合稲美支店

市役所本庁、各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ

(3) 合葬式墓地の使用許可証交付について

「合葬式墓地使用料」の納付が確認できた方から、「合葬式墓地使用許可証」を郵送いたします。「使用許可証」がお手元に届きましたら、合葬式墓地を使用いただくことができます。

10 使用許可証の交付を受けた方へ

埋蔵は、予約制となります。また、セレモニーホールの使用についても予約が必要となります。

なお、埋蔵できる日時は、月・水・金・土・日(12月29日から1月3日を除く)の、①9:30 ②11:00 ③13:00 ④14:00のいずれかとなります。

【埋蔵の届出時に必要な書類】

(1) 合葬式墓地埋蔵届(公園緑地課)

(2) 合葬式墓地使用許可証

(3) 埋蔵しようとする方の火葬許可証または改葬許可証

焼骨を現在、埋蔵、収蔵している墓地(霊園、お寺等)の納骨堂等から合葬式墓地に改葬する場合は、改葬許可申請の手続きが必要となりますので、早めに埋蔵、収蔵している市区町村で手続きをお願いします。

◎申込から納骨までの流れ

①申込書類の提出（公園緑地課）



②書類審査
（通常 1 週間程度かかります）



③使用料納入通知書（納付書）
（郵送）



④使用許可証の発行（郵送）



⑤納骨する日時を決め、セレモニーホール
の空き状況を確認
（公園緑地課：079-427-9902）



⑥埋蔵届に使用許可証・火葬許可証
または改葬許可証を添えて提出
（公園緑地課）



合 葬
個別安置



「6 申込資格及び提出書類」を参照ください。
書類審査のうえ、使用料納付書を順次発送します。

使用料の納付が確認できてから使用許可証を郵送します。
納付から 3 週間程度かかります。

【埋蔵】

埋蔵は、予約制となります。
セレモニーホールをご利用される場合、
予約が必要となります。

（月・水・金・土・日の

9：30、11：00、13：00、14：00 の
いずれかの時間帯で最大 1 時間利用可
能です）

【個別安置について】

個別安置の期間は、許可の日からの年数で使
用年数ではありません。

●参拝スペース

合葬式墓地に埋蔵されている方を参拝するスペースです。

お参りは、参拝
スペースで
お願いします。



●セレモニーホール

合葬式墓地に焼骨を埋蔵されるときに限り、ご利用いただくことができるお部屋です。ただし、予約が必要となります。



●個別安置室

骨壺に納められた焼骨を、個別に 20 年間（1 回のみ 10 年間延長可）安置するものです。個別安置室内は、納骨時のみ入室できます。

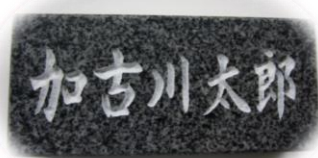


個別ロッカー



●記名板

記名板の使用は希望制となります。



1 2 使用上の注意事項

【埋蔵等について】

- ・ 使用許可証に記載の埋蔵予定者以外の焼骨を埋蔵することはできません。
- ・ 他に埋蔵されている焼骨の分骨は、埋蔵できません。
- ・ 個別安置室のロッカーには、焼骨を収める容器以外のものを入れることはできません。
- ・ 埋蔵された焼骨は、個別安置室に埋蔵されている場合を除き、返還することはできません。
- ・ 個別安置室及びセレモニーホールへの立ち入りは、納骨時以外はできません。また、合葬室への立ち入りは一切できません。
- ・ 埋蔵（納骨）時にセレモニーホールを使用する場合は、予約制となります。

【その他】

- ・ 宗教や宗派を問わず申込みます。
- ・ 施設管理者において、合同慰霊祭などの祭事はいりません。
- ・ 個別安置している焼骨の返還を受けた場合は、合葬式墓地の使用権は消滅します。
- ・ 焼骨所持での申し込みについては許可日から5年以内に、また生前予約申込については申請者の死亡日から5年以内に申込焼骨の埋蔵がない場合は、特別の事情があると認められる場合を除いて使用権は消滅します。
- ・ 一度納付された合葬式墓地使用料については、返還することはできません。ただし、使用許可日から5年以内に焼骨の返還届又は合葬式墓地使用中止届を提出した場合に限り、既納の使用料の半額を還付することができます。
- ・ 一度納付された記名板使用料については、返還することはできません。

1 3 問い合わせ先

加古川市公園緑地課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

TEL 079-427-9902

（土、日、祝日、12月29日～1月3日 休業）

